

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第24回 安全保障（2）

3. 平和的生存権

- ・ 前文2項の文言を根拠に、平和を享受する権利を新しい人権として認めるべきであるとの主張もあるが、そもそも前文は裁判規範ではなく、また、平和的生存権の主体・内容・性質などが不明確であるので、これに具体的な法的権利性を認めることはできない。

4. 日米安全保障体制

- ・ 日米安全保障条約^{*1}は、わが国への武力攻撃があった場合、日米両国が共同対処を行うこと（5条）や、わが国の安全または極東における国際の平和と安全のため、米軍がわが国における施設・区域の使用を認めること（6条）などを規定する。
- ・ わが国に駐留する米軍は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に該当しない（砂川事件最高裁判決）。

5. わが国の国際貢献

- ・ 自衛隊の海外出動に関しては、戦闘・武力行使を任務としている国連軍（国際連合憲章43条）には参加できないが、国際平和協力法^{*2}に基づき国際平和維持活動には参加できる。
- ・ 国際平和協力法は、わが国の国際平和協力として、(1) 国連平和維持活動への協力、(2) 人道的な国際救援活動への協力、(3) 国際的な選挙監視活動への協力の3つを掲げるとともに、いわゆる参加5原則^{*3}に従って活動を行うべきことを定めている。

^{*1} 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

^{*2} 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律。

^{*3} (1) 停戦合意が存在すること、(2) 受入国などの同意が存在すること、(3) 中立性が保たれていること、(4) 要件が満たされなくなった場合には派遣を中断又は終了すること、(5) 武器の使用は必要最小限度とすること。

Quiz

Q24 憲法第9条に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 政府は、憲法第9条第2項は自衛のために必要な最小限度の実力、すなわち自衛力の保持を禁じていないという立場をとっている。その論拠は、同条第1項は「国際紛争を解決する手段として」の戦争、すなわち侵略戦争を放棄するものであることと、同条第2項冒頭の「前項の目的を達するため」という文言からして、同条項における「戦力」の不保持は侵略戦争の放棄という目的にとって必要な限りのものであるということである。

イ. 最高裁判所は、自衛隊機の離着陸の差止めが求められた訴訟において、当該飛行場の設置及び航空機の配備・運用が違法か否かは、自衛隊の組織・活動の合法性に関する判断に左右されるのであるから、主権国としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度に政治的な問題であり、純司法的な機能を使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまず、法律上の争訟に当たらないと判示した。

ウ. 憲法第9条についての政府の解釈によれば、同条によって集団的自衛権の行使が禁じられており、個別的自衛権の行使に当たらないような武力の行使は許されないが、武力の行使に当たらない武器の使用は許される。いわゆるPKO等協力法などの自衛隊の海外派遣を認める法律においては、このような解釈を前提として、自衛隊員による自衛隊員等の生命、身体を防衛するための必要最小限の武器の使用が認められている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ○ | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

(平成19年司法試験)